

# 平成24年第7回葛巻町議会定例会会議録（第3号）目次

平成24年9月7日

## 【開会】

## 【一般質問】

### 日程第1 一般質問

1 1番 柴田勇雄君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

(1) 町職員の59歳勧奨退職のあり方について

(2) 10月からのごみの分け方・出し方について

(3) 運動公園子ども広場の遊具・ベンチ等の整備について

2 5番 山岸はる美さん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

(1) 病院建築までの町の取り組みについて

日程第2 広報発行常任委員会の委員の選任について・・・・・・・・・・ 26

日程第3 盛岡北部行政事務組合議会議員の選挙について・・・・・・・・ 27

平成24年第7回葛巻町議会定例会会議録 第3号 (本会議)

告示年月日	平成24年8月9日(木)					
招集年月日	平成24年9月6日(木)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成24年9月6日～平成24年9月18日 13日間					
会議の月日	平成24年9月7日(金) 開会10時00分 閉会12時06分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員  (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	柴田 勇雄	○			
	2	鈴木 満	○	7	鳩岡 明男	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	高宮 一明	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	4番	小谷地 喜代治		9番	高宮 一明	
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子		議会事務局副主幹兼総務係長	千葉 隆則	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	荒谷 重
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	山下 弘司
	教育長	中田 直雅	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員		病院事務局長	鳩岡 修
	総務企画課長	村中英治	農業委員会事務局長	深澤口 和則
	政策秘書課長	丹内 勉	総務企画課総合政策室長	服部 隆行
	住民会計課長	上小路 隆男	総務企画課財政係長	大川原 洋一
健康福祉課長	野表 壽樹			

( 開会時刻 10時00分 )

議長 ( 中崎和久君 )

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、今日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

今日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから、今日の議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

今回の定例会には、2名の議員から一般質問の通告がありました。

なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。

制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。

制限時間を超えての質問、あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。

質問、答弁とも簡潔、明快にお願いします。

最初に、1番、柴田勇雄君。

1番 ( 柴田勇雄君 )

私から、次の3項目について質問いたします。

最初に、町職員の59歳勸奨退職のあり方について伺います。

現在、葛巻町に勤務する職員の退職年齢は、条例で規定する60歳の定年退職ではなく、内部規定の訓令で定める59歳で一斉に退職する退職勸奨制度により、1年早く辞めていくことが主流となっております。このことから、退職後60歳に達しないため年金受給ができなく、無収入となる期間が発生しています。さらに、25年度以降60歳から65歳へと段階的に年金支給開始年齢が引き上げられることに伴い、無収入となる期間が拡大される矛盾が発生し、町職員退職者の生活がますます脅かされてくる実態となります。

今59歳と言えば、能力的、体力的にも、また、豊富な職務経験等から、まだまだ働く余力がある職員が多いと感じていますが、これが、退職勸奨制度とは言え、59歳で強制退職に近い右習い方式のような形で、一斉に辞めていかなければならない現実となっております。

当然のことながら、退職勸奨は、本人の事前了解と同意が大前提と考えますが、この年齢を迎える職員にとっては、あと1年働きたいと思いつつも、町長の勸奨退職を断るといった行動は至難の業で、結果的にやむを得なく退職せざるを得ない状況に陥ってしまうということです。

この退職勸奨のあり方については、19年3月議会でも取り上げ、定年退職に移行す

べきと指摘しておりますが、その際、町当局では、さらなる人減らしと人件費削減を図りたいとの一点張りで、退職勧奨継続の答弁をしております。

言うまでもなく、町職員の定年退職は、地方公務員法に根拠を有し、条例で原則 60 歳と定め実施することが、公務員人事管理均衡上からも全国共通の流れとなっております。町財政が苦しいとか、人件費削減を目的とした町都合だけの退職勧奨の実施については、私は真っ向から反対であります。

国では、すでに国家公務員制度改革基本法において、国家公務員の定年を雇用と年金の接続の重要性に留意して、段階的に 65 歳まで引き上げることについて検討することと規定し、近いうちに法定化されることが確実となっております。

加えて、去る 8 月 29 日、参議院で可決されました高年齢者雇用安定法改正法では、一足早く民間企業においては、25 年 4 月から 65 歳までの雇用確保措置を義務付ける内容となっております。

このような状況から、私は当町で実施している 59 歳の一斉退職勧奨の早期是正と、60 歳定年退職への移行を求めるとともに、65 歳定年制への段階的引き上げの検討に着手すべき時期と考えます。

59 歳一斉退職勧奨は、数年前から導入実施されておりますが、これに関連した次の実態内容等について、お尋ねをいたします。

一つ目に、59 歳一斉退職勧奨制度を導入した経緯と年度別勧奨退職者の実態はどのようなになっているのでしょうか。

二つ目に、59 歳勧奨退職者のうち、再任用制度や町関係機関に斡旋雇用した実態をお知らせください。

三つ目に、24 年度末の 59 歳勧奨退職者の見込み数をお知らせください。

四つ目に、8 月 29 日に国会を通りました、高年齢者雇用安定法改正法と町の 59 歳一斉勧奨退職制度とは相容れないものがありますが、町当局ではどのような見解をもっているのでしょうか。

五つ目に、59 歳一斉勧奨退職制度の継続判断はどのように考えておられるのでしょうか。

六つ目に、今後の町職員の雇用と年金を接続するための基本方針や定員管理の方向性の考え方を示しいただきたいと思っております。

以上、最初にこの 6 点について伺います。

次に、2 項目目の、10 月からのごみの分け方・出し方について伺います。

10 月から、田子から四日市地区の毎週月曜日と金曜日に収集している燃えるごみの分け方・出し方が変更細分化されるとのことです。その理由は、ごみの減量、資源再利用促進、ごみ焼却炉、最終処分場延命化等を図るためとしております。

具体的には、従来の燃えるごみを、さらに生ごみ、プラスチック製容器包装と紙製容器包装、さらに、その他の紙類に分別して、それぞれ決められた日に出してくださいという内容となっております。

ごみ問題は、全家庭が日常生活を営む上で、最も身近なものであり、個々人が真剣に取り組まなければならない課題と認識しております。

このようなことから、私も地区で開催いたしました10月からのごみ分別説明会に出席して、勉強させていただきました。内容は分かりやすい説明でした。この説明会に出席された方々の理解度は深いと感じましたが、一方で説明会に出席されなかった方や転入者、高齢者の方々への周知に一抹の不安も感じました。

町では、事前にごみ分別の手引書やポスターの作成配布、さらにくずまきテレビでの放映PRに努めるとしておりますが、最初は戸惑いや多少の困難も予測され、町で示すルールどおりに、すんなりいくかどうか、その行方が心配されるところです。

現在のごみの出し方でも、家庭の一部に誤りがあり、ごみ集積所にそのまま置いていられるケースが発生し、出した方を特定できず、地域ではその取り扱いに困り果てている実態もあります。

今回は、特に生ごみの出し方が、バケツ等で持ち込み、専用回収ボックスにあけるといふ、従来にない方法で処理されることから、スムーズな移行ができるかどうか、地域の関心事となっております。

このような状況から、町当局では10月からのごみの分け方・出し方で、次の3点について、どのような考え方で推進しようとしているのか、伺いたいと思います。

一つ目には、町ではごみの出し方の地区説明会を開催しておりますが、その中で、住民の方々から種々ご提言や要望があったと思います。また、説明会を開催しての反応所感はどうだったのか、お聞かせいただきたいと思います。

二つ目に、地区ごみ集積所の形態は、専用建物や路上での集積、また、民有地や公有地さまざまかと思いますが、夏期における生ごみ異臭や、異物混入についての現場対応をどのように考えているのでしょうか。

三つ目に、新しいごみの出し方等については、さらなる住民への周知徹底が必要と思われませんが、その対応策についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、3項目目の、運動公園子ども広場の遊具、ベンチ等の整備等について伺います。

この質問については、6月定例会一般質問でも取り上げ、危険遊具等の即撤去や修繕等の必要性に鑑み、その後、町当局ではどのような対応をしたのか。また、遊具の更新整備実施状況等について、私なりに追跡検証してきました。その結果、危険遊具の撤去や遊具修繕については一部改善があったものの、遊具の更新整備については残念ながらひとつも見当たりませんでした。

遊具のうち、頭部が欠落している木馬や、木馬シーソーの首や、自動車ハンドルのぐらつき、丸太渡り基礎部分と忍者渡り丸木部分等に腐食があり、完全な修理修繕がなされていない実態にありました。

遊具の更新整備についても、ミニヒコーキ、ミニバード、ベンチテーブルは完全撤去され、また、馬跳びや忍者渡りは数が減ったままの状態となっていて、誠に寂しい子ども広場となっております。このような状況を、町当局では実態把握されているでしょうか。

今年は特に暑い日が続き、お盆期間中は特に涼を求め、子ども広場の利用者が多かったと聞いております。利用者の多い時期は決まっております。利用者の利便性向上に、もっと配慮した早期整備が望まれますが、いかがでしょうか。本来、町民憩いの場とな

らなければならない運動公園がこのような状況では、住民サービスの低下と言われても致し方ありません。もっと、きっちりとした対応を求めたいと思います。

一方、子ども広場を含めた運動公園全体の芝管理は、これまでにない良好な状態にあったことも忘れずに付け加えておきます。

種々言いましたが、町当局では、この子ども広場の遊具、ベンチ等の整備は、今後どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

それでは、ただいまの柴田議員の質問にお答えをいたします。

まず、1件目の町職員の59歳勧奨退職のあり方について、お答えをいたします。

1点目の、59歳勧奨退職制度を導入した経緯と年度別の勧奨退職者の状況についてであります。退職勧奨制度につきましては、人事管理の適正化を促進することを目的として、昭和59年に制定した退職勧奨実施要領に基づきまして運用をいたしているところであります。

この要領におきましては、勧奨の対象を年齢45歳以上の者のうち定年による退職日までの期間を1年以上有するもので、人事管理上勧奨を行うことが適当であると認められる常勤の一般職とし、勧奨は、当該者に書面を交付して行うものとする、そのように定めているところであります。

したがって、特別に59歳勧奨退職制度を設けているものではなく、基本的には45歳以上の一般職職員全員を対象に勧奨を行っているものであります。

その上で、59歳の職員に対しましては書面により、そしてまた、58歳以下の職員に対しましては所属長を通じて一括的に勧奨いたしているところであります。

ご質問の趣旨は、この取り扱いを指しての59歳勧奨退職制度ということであろうと理解をいたしまして、お答えを申し上げます。

当該年度に59歳に達する職員への書面交付は、平成16年度から行っております。

その経緯といたしましては、この前後は、日本経済の低迷を背景に、国は、緊縮財政を余儀なくされる中、地方への影響分として地方交付税改革や三位一体改革などの方針が打ち出され、地方交付税が前年度交付額を大幅に下回るという事態が数年間続いたものであります。地方にとって最も厳しい時期でもありました。

加えて本町では、市町村合併への対応といたしまして、当面自立の方向性を打ち出し、持続可能な行財政基盤を再構築する必要性に迫られていたときでもありました。

こうした事情から、財政運営上は大幅な歳出削減を断行せざるを得ない状況にあり、第三次、第四次、そして現在の第五次と続く行政改革大綱を策定し、職員数の削減をはじめとする人件費削減策に取り組んできたものであります。

次に、年度別の59歳勧奨退職者数の実態についてであります。平成16年度が、2人に勧奨し、退職が2人でありました。平成17年度は、7人に勧奨し、退職が6人で

ありました。以下、勸奨、退職とも同数であります。18年度が7人、19年度が8人、20年度が5人、21年度が6人、22年度が4人、23年度が9人となっております、この8年間で48人に勸奨いたしまして、47人が退職という状況になっております。

2点目の、59歳勸奨退職者のうち再任用制度や町関係機関への雇用状況についてですが、再任用制度につきましても、定年退職者及び定年退職日以前に退職した者で定年退職者に準ずるものとして条例で定める者を対象とし、1年を越えない範囲内で任期を定めて常時勤務を要する職に採用することができ、制度が目指す最終的な形といたしまして、65歳に達する年度末まで、1年以内での更新が可能となる制度であります。

本町におきましては、平成14年度に本制度の導入を図っておりますが、これまで制度運用の実績はないところであります。

なお、今年度は勸奨退職者が雇用の対象となる非常勤再雇用職員制度によりまして、2名を採用しまして、東日本大震災の被災地であります野田村に派遣をいたしているところであります。さらに、保育士や看護師、あるいは保健師、栄養士、あるいは用務員といった主に資格や技術、経験を要する職種につきましても、勸奨退職者を臨時的任用職員として、任用期間の長短はあるわけですが、時限的に再雇用している状況にあります。

また、町関係機関での雇用状況につきましても、関係機関を第三セクターなど公共的団体として捉えますと、平成16年度以降では、葛巻高原食品加工株式会社、社会福祉法人葛巻町社会福祉協議会、社会福祉法人誠心会において1名ないし3名ほどの雇用実績となっております。

3点目の、24年度末の59歳勸奨退職者の見込み数についてですが、今年度も59歳を迎える13人の職員全員に対して退職勸奨を行っているところであります。

4点目の、高年齢者雇用安定法改正法案と59歳勸奨退職制度に関する見解についてですが、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律では、事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの雇用の機会の確保を図るため、定年の廃止または引き上げ、継続雇用制度の導入のいずれかの措置を講じることが課せられております。

このうち、継続雇用制度では、希望者全員について定年退職後も引き続き雇用することとされていますが、例外として一定の基準の下では、必ずしも希望者全員を雇用しなくてよい制度となっております。

先般、今国会で成立した改正法では、高齢者の就労を一層促進するため、この例外規定を廃止したことが大きな改正点であります。

当町においては、現在60歳の定年退職後から65歳までの雇用に係る再任用制度並びに60歳前の勸奨退職者の雇用の対象とする非常勤再雇用職員制度を有していることから、国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針等による今後の国での検討等を踏まえながら、町として活用方法等を検討していく必要があるものと考えているところであります。

なお、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律は、制度としてその趣旨を尊重すべきものではありませんが、直接、地方公務員に適用されるものではなく、法律上は齟齬等を

生じる関係にはないものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

5点目の、59歳勸奨退職制度継続の有無についてであります。退職勸奨制度の本旨は、冒頭申し上げましたとおり、適正な人事管理の確保にあり、制度のねらいは、組織の将来を担う若手職員の安定的な確保及び人事の新陳代謝を図ることで、バランスのとれた年齢構成による、効率的、効果的な行財政運営を確保することにあるというふうに認識をいたしております。

本町の職員の年齢構成をみますと、全職員のうち、50代以上の職員の占める割合が極めて高くなっております。50代以上の職員の占める割合が約4割でありますこと、それから、20代の職員が占める割合が4割に對しまして1割となっておりますこと、年齢構成に改善すべき課題があり、今後も是正措置を継続し、適正な定員管理を推進していく必要があるものというふうに考えておるところであります。

なお、管内の市町村におきましても、同様の制度を有しており、退職勸奨制度を実施いたしている状況にあります。

このようなことから、退職勸奨制度そのものにつきましては、適正な人事管理、定員管理の観点から、今後も必要な制度であると考えております。

このうち、59歳の職員に対する退職勸奨につきましては、国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針等を踏まえた、今後の国での検討状況等に留意しながら、併せて職員定員管理の改善状況など、今後の推移を見極めながら総合的に判断し運用してまいりたいと考えております。

6点目の、町職員の雇用と年金を接続するための基本方針についてであります。年金の支給開始年齢が、平成25年度以降段階的に引上げられることに伴い、無年金、無収入の期間が発生しないよう雇用と年金の接続を図っていくことは、人事管理上重要な課題であるということも深く認識をいたしておるものであります。

こうした中、国家公務員の雇用と年金の接続については、人事院から昨年9月に年金の支給開始年齢の引き上げに併せて、定年を段階的に65歳まで引き上げることが適当であるとの見解の申し出がなされたところであります。この申し出に對しまして、政府は、本年2月に65歳への定年延長を見送り、再任用制度を拡充していくとの基本方針を打ち出したところであります。

続いて、3月には国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針により、雇用と年金を接続する場合に制度的に整理すべき課題等を示しております。

具体的には、再任用制度の運用面に関するもののほか、組織活力の維持のための方策、60歳を超える職員の増加への対応と若手職員の確保、さらには早期退職希望者への給付措置の優遇、再任用職員の給与のあり方の見直しなどを課題として取り上げております。その対応策につきましては、今後の具体的な検討に委ねられているところであります。

また、総務省においても、先般、地方公務員の雇用と年金の接続に関する制度概要案が示され、地方公共団体の見解を聞いた上で、具体的な制度改正案を検討することとされております。

この案では、人事院の意見、改正高年齢者雇用安定法、国家公務員の基本方針の内容

等を踏まえ、定年退職する職員の再任用を希望する場合、定年退職日の翌日、当該職員を再任用職員として採用するものとされております。

今後明らかになってくる具体的な制度改正案等を踏まえ、町としての対応を検討していくことになるものでありますが、無年金、無収入の期間を生じさせないとの観点から対応策を講じてまいりたいと考えているところであります。

2件目の、10月からのごみの出し方・分け方について、お答えをいたします。

本町におけるごみ処理は、これまで、持ち込まない・持ち出さないを前提に、焼却施設、最終処分場及びリサイクルセンターを整備するとともに、リサイクル活動団体への奨励金の助成などを通じて、ごみの減量化やリサイクルの拡大に努めてきたところであります。

また、平成5年から稼働しております現在の焼却施設の老朽化や、将来的な最終処分場拡張などを抱えている問題を踏まえ、廃棄物の分別収集による減量化、リサイクルの取り組みを一層進めなければならない状況にあると認識をいたしております。

ごみの減量化に向けた取り組みは、平成元年に缶類の分別からスタートし、容器包装リサイクル法施行等に伴い、順次分別の細分化を図ってきたところであります。老朽化した焼却施設の延命化を図るため、生ごみの水切り処理の徹底やコンポストの斡旋販売、分別の徹底など、ごみ質改善に向けた取り組みを行ってまいりましたが、焼却施設の延命化には、あまり結びついていないところであります。

このようなことから、本年10月からの新たなごみの分別の取り組みは、田子から四日市までを対象とした生ごみと、全町を対象としたプラスチック製の容器包装、それから、古紙類に含まれる紙製容器包装及びその他の雑誌を追加し、細分化することとしております。

本町での、年間可燃ごみ排出総量は約1,400トンであります。その約30パーセントに当たる400トンの減量を見込み、地域における、ごみを減らす、あるいは再利用、再資源化、3Rを推進いたし、生ごみの資源化と、廃棄物処理施設の延命化及び最終処分量の削減を図ることを目的としております。町民の皆様と行政が一体となり取り組んでいくことが重要であるというふうに認識をいたしているものであります。

まず1点目の、ごみの出し方等の地区説明会を開催しての町民反応、所感についてであります。7月11日から31日まで開催した、ごみの分け方・出し方住民向け説明会では、全20会場の開催でありました。1,450名の方々の参加があり、町の世帯数の約半数の方々に参加をいただいたものであります。

説明会におきましては、ごみの出し方の質問のほか、生ごみを自家処理したいのだが、コンポストはどこで買えるのか、細分化に協力できるよう、きちんと説明を聞き協力したいなど、多くの前向きな意見を頂戴いたしましたものであります。

また、地区説明会の開催、町の公衆衛生部会への説明のほか、町内の飲食店39店、女性団体7団体へのアンケートを実施するなど広く意見を聴取しました。その結果、約8割の方々から分別に協力したいという前向きな回答をいただいたものであります。

その主な内容は、もっと分別を進めごみの減量化を図ってほしい、衣類も分別回収しリサイクルしたら良いのではないかと、使用済み食用油も回収して町内を走る車の燃料と

して使ったら良いのではないかと、使用済み食用油で石鹼を作る勉強会を開催してほしいなど、積極的な意見を多数頂戴いたしました。

このことは、生活に密接しているごみ処理について、町民の皆様の意識、関心の高さの表われであるというふうを受け止めているところであります。

次に、2点目の地区集積所の夏期の生ごみの異物混入の現場対応についてであります。生ごみにつきましては、田子から四日市地区までを分別収集対象地区として、可燃ごみと同様、各地区週2回の回収を行い、回収容器は収集日前日の夕方までに各地区のごみ集積所に設置いたします。

各世帯は、生ごみだけをバケツなどに入れて集積所へ運び、収集日の朝8時半頃までに回収容器に入れていただき、収集時間は朝の8時半から9時半までに収集することで考えております。

回収容器は、プラスチック製フタ付きとしておりまして、鳥や虫及び臭い等の夏場の衛生面にも配慮したものとなっております。

なお、生ごみは畜産開発公社敷地内にあります、畜ふんバイオガスプラントで処理し再資源化されますが、異物混入による機械の故障等が心配されることから、住民説明会でも、貝殻や魚の骨、トウモロコシの芯など硬い物の分別を行い、生ごみ以外の異物が混入しないよう周知をしているところであります。

仮に、誤って異物が混入していた場合でも、回収後、プラントに投入する前に異物が混入していないかどうか、最終的に確認できる体制を考えております。

次に、3点目のごみの分け方・出し方の町民への周知徹底対応策についてであります。昨年度から、ごみの細分化に向け、本町のごみ処理の状況をお知らせするとともに、ごみの減量化やごみ質改善等についての内容で、広報くずまき、環境衛生だより及びくずまきテレビ等で周知を行ってきたところであります。

今年度においても、同様の周知を行いながら地区説明会や各種団体、事業所等での説明会の開催を中心に、周知徹底を図っているところであります。

今後も各集積所での指導を予定しておりますし、くずまきテレビでは毎月15日からの放映予定であります。具体的な分別事例・方法に関する特別番組を制作しているところであります。町民の皆様一人ひとりから、ご理解とご協力をいただけるよう周知徹底を図ってまいります。

3件目の、運動公園子ども広場の遊具、ベンチ等の整備についてのご質問に、お答えをいたします。

この質問につきましては、柴田議員からは先の6月議会の一般質問においても、運動公園子ども広場の遊具の老朽化に伴う危険防止に関するご質問をいただきました。

その際にもお答えいたしましたように、施設管理者である教育委員会において定期的な点検、必要に応じての修理修繕等を行い、危険防止策や快適環境づくりに鋭意努めているところであります。

今年度は、これまで老朽化と風雨にさらされていることにより腐食が激しく補修不可能な遊具とベンチテーブルは撤去し、シーソーやアスレチック遊具の一部は破損箇所の修繕を行い、現在の利用に供しております。

また、休憩場所となるベンチテーブルにつきましては、屋根のあるゲートボール場倉庫の空間にベンチを設営して開放したり、既存の金網ベンチを適宜配置いたしまして対応しておりますが、今後におきましては本町特産の集成材を活用した遊具や丸太ベンチなども設置したいと考えているところであります。

今後とも、機会あるごとに利用者の声を聞き、その意見等を参考にしながら適正な管理運営に努めてまいりたい、そのように考えておるものであります。よろしくどうぞご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

59歳の勸奨退職の関係について、最初にお伺いをいたしたいと思っております。

私は、勸奨退職制度そのものを否定しているわけではございませんで、59歳で一斉に勸奨退職で退職になっていく制度そのものに疑問を抱いているものでございますので、45歳以上の勸奨退職については、私はそれで結構だと思うのですが、国家公務員でも、他の市町村でも定員条例で定めているものを適用しないまま、59歳退職勸奨で辞めていかざるを得ない、この現実ですね。

それで、これから、ますます、来年度から段階的に65歳まで年金の支給年齢が引き上げられていくわけでございますので、そういったようなところは、やはり町職員の方々には、これまで8年で47人お辞めになっていったというふうなことでございますけども、この辺で改善する時期ではないのかなというふうな形での、私の質問でございます。

それで、現在また、先ほどの答弁によりますと、50代の職員の方が4割、それから20代の職員の方が1割というような答弁もございましたけれども、年齢構成も、それも分かりますけども、それ以上に、現実的に生活している町職員の方々が59歳を迎えて無収入、無年金、このような現実はさらに1年以上また延びていくわけでございますから、そういったような、この財政面だけからのものではなくて、その生活を脅かすような、町職員の最後の部分でございますけども、そういったようなものにもう少し、公務員ですから、細く長くというようなこともございますので、目を向けてやる必要があるのではないのかなと思っておりますが、その点について、もう一度お答えをいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

59歳の退職勸奨についてであります。その進め方といいますか、このことであろうと思っております。

今回の制度そのものにつきましては、45歳以上、そしてまた、退職日まで1年以上ある職員に対して勧奨するという制度でございますので、その中で、今回一斉にということではありますが、このことにつきましては、先ほど町長からも申しあげましたように、16年度から、財政状況、さまざまな課題のある中で、そういう対応もしてきた経緯をご答弁申しあげたところでありますが、そういう中で、一斉にということにつきましてでございますが、これにつきましては、先ほども申しあげましたように59歳、1年を残しての方々に対しての勧奨というものは、そのまま継承していく。ただ、その本人の意思という部分をしっかりと受け止めた上で、その手続きということになるものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

今の答えですけども、現実的にはそうではないですよ。実際に、先ほど答弁にあったように、例えば、17年に退職勧奨を受けた方がそのまま残った場合に、そういったような方の場合は、そのままの職責ではなく、異動したり、どちらかといえば、こんな言葉遣いは不適當かも分かりませんが、不利益のような形に見えるような、人に見せつけのような感じで異動するというようなことも見えたのではないですか。

そういったような部分では、やはり59歳退職勧奨で一斉に辞めていくというような制度そのものを、制度は残しながらも、一斉に辞めていかざるを得ないような形のあり方は、やはり私は見直しすべきだなと、そのように思っております。

それで、今その当時の、59歳の退職勧奨で辞めていかなければならない、その社会背景もありますよね。先ほど町長もおっしゃっておいりましたけれども、地方交付税の減額がちょうど始まったことでもありました。それから、合併問題で自立で揺れていたときですね。それで、この行財政改革でも、こういったような部分については議会の中でも十分審議され、そしてまた、そのような状況にあったことも私は分かっております。

ただ、現時点では、やはり社会のすう勢も変わってきております。そういったような中で、やはり見直しすべき点は見直ししなければ、この葛巻町にせっかく優秀な職員が入った方々を、59歳でお辞めになっていただくというふうなことは、誠に残念なことです。ですから、この無収入、あるいは無年金の期間をひとつでも減らすような施策が私は大事なような感じがするわけです。

こういったようなことを、もう少し内部検討もしていただきたいし、定年制の退職にぜひ移行してもらいたいなど。そうしますと、自然に次は65歳の定年、先ほども申しあげましたけれども、一足先に国の制度では、民間では65歳の法律が通りましたよというようなこと等もあるわけでございますから、もうそのような段階にきているのではないのかなど。これを何年続けます、何年続けますというようなことではなく、それからまた、何十代、何十代というような見方もあるでしょうけれども、まず、現在その職域にある職員の方々のそういったような無収入、無年金の解消を早急に解決すべきもの

と私はそのように思っております。

それで、現在のこの職員の構成なのでございますが、どうですか、他町村との比較等におきまして、多いのですか、少ないのですか、ちょうどいいのですか、その状況はどのような形になっているのですか。

議長（中崎和久君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

ただいまの質問にお答えいたします。

他町村等の比較でございますが、職員の数につきましては、23年度の類団等の比較でございますけれども、類団でございますので、病院とか簡易水道等の職員は除きますが、23年度比較で町が97人で、類似団体は約108人ということで、若干、11人下回っている状況でございます。

それから、ちなみに、これまで行革大綱で進めてきたわけですが、最終的な目標として152人ということで進めてきたわけですが、23年4月1日現在で150人、24年は146人ということで、ほぼ目標達成したという形にはなってございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

そうしますと、ちょっと今聞きづらい面がございましたけれども、大体人数は他市町村の類似市町村とほぼ均衡が取れているというふうなことで間違いございませんか。

議長（中崎和久君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

総人数については、そういう感じですが、年齢構成につきましては、当町は若干高いという、4割、1割の状況で高くなってございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

人数的にも、今答弁あったような形になっているようですので、実施いたしました8年前とは、その現状も大分変更になっているというふうなことも十分認識して、今後

向けた対応策も考えていただきたいなというように思っております。

いずれ、この問題については、いろいろな部分が、59歳の職員の方は特に思いをいたしているものでございましょう。

こういったような問題については、職員組合との交渉、そういったようなものがどのように行われているのか、私にはこういったような職員組合との関わりは全く見えておりませんし、私が職員組合から依頼されて、このような質問しているわけでもございせん。職員組合との交渉とか、そういった成り行きは、どのような状況になっているでしょうか。

議長（中崎和久君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

お答えいたします。

職員組合との関わりにつきましては、個別の申し入れ等をいただいておりますので、特に行ってございません。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

町当局と職員組合との関係ですから、深く聞くつもりはございませんけれども、そういったような、その59歳での勸奨退職については、やはり見直しを求められているというようなことの確認でよろしいのですか。

議長（中崎和久君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

お答えいたします。

先ほど、町長がお答えしましたとおり、ただいま国の方でも国家公務員だけではなく地方公務員につきましても制度概要ということで検討を始めております。それにつきましては、地方公務員法の見直し等も視野に入れて検討するというような情報もございしますので、いずれ、その辺も先行してやるということではなくて、その辺も見ながら総合的に検討、判断しなければならないというふうに思っております。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

## 1 番 ( 柴田勇雄君 )

この59歳の勸奨退職については、法律とは全く関係のないことですので、やる気になればいつでもできる、町当局の考え方ひとつではないかと、そのことをご指摘しておきたいと、このように思っております。

いずれ、この場で一斉勸奨退職制度について解決云々というようなことは難しいものであろうというふうに思っておりますので、この見直しについて、私は一日も早く定年制に移行するような形でのことを望んでいる一人でございますから、ぜひ一日も早い改善に向けた方向性を打ち出させていただきたいということで、次に移りたいと思います。

次に、ごみの関係でございますが、先ほど、私質問でも申し上げたとおり、そのとおりですよね。ただ、やはり、どのような形で住民の方々の隅々まで行き渡らせるか、それが一番、非常に難しいなど、このように思っております。

私どもも自治会の一員として実際に出して、置いていかれる状況を見て、そしてまた地域の方々が、またさらにごみを再分類した上で処理をしていると。そして、それでもならないものは実際に持って行くというふうな状況にもなっているわけです。

そういったようなことを、やはり一つでも二つでも減らしていかなければ、また地域の方々同士でのいろいろなトラブルにも発展するというようなこともあろうかと思っております。こういったような分類そのものについては、私は推進すべきであろうという立場でございますけども、実際にそれを普及、徹底することは如何に難しいか、でも、取り組んでいかなければならないのではないかと考えている一人です。

それで、できれば、このように大幅に改正する際に、特に高齢者の方々については、プラスチック製の容器包装などについての分類は極めて難しいものではないのかなど。それから、生ごみに異物の混入なども、非常に難しい面があるのではないかというふうな見地から、例えば10月から1カ月間でもよろしいですし、2カ月間でもよろしいですし、自治会等との協議により、ごみを出す時間帯が6時から8時位までに決まっていますので、そういったようなところで徹底できるような形での指導員のような方を配置できないのか。そして、現場で対応する際には、そのような現場対応をしていただいて、出す方も、持っていく方も気持ちいいような形での収集にならないかなと思っておりますが、そのような考え方はお持ちになっていないでしょうか。

## 議長 ( 中崎和久君 )

農林環境エネルギー課長。

## 農林環境エネルギー課長 ( 荒谷重君 )

お答えします。

ごみの排出状況につきましては、それぞれ地区によってもかなりの差があるのも実態でございます。そういった中で、今回の細分化、そして生ごみ、新たな分野が加わるわけでございますが、これまでも自治会、そして衛生組合等々の役員さん等を主に説明会を開いてきたところでありますが、さらに婦人団体、あるいは飲食店等との協力等々も行ってきております。そういった部分の、さらに一層周知をしていかなければならない

というのは議員さんご指摘のとおりと思ってございます。

今後とも、そういった部分では集積所に、先ほど議員さんおっしゃいましたとおり、職員が出向いていくことも検討しておるものがございますし、町長答弁ありましたとおり、今月15日からはくずまきテレビの方で、より具体的な放映をする予定になってございますので、より一層周知をしていくつもりでございます。当然住民一人ひとりの方々からの理解と協力が大事だと思ってございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

ぜひ、そのようにやっていただきたいと思っておりますし、また、屋根付きの小屋、それから、路上に置いておくというふうなこともあります。やはり屋根付きの小屋の方が望ましいのは当たり前です。ですから、こういったような部分についても、自治会の方とよく協議しながら、できる限り早く、この生ごみが出てきたような部分では、屋根付きの小屋がほしいなど、集積所がほしいなどというふうに思っているわけですが、現在屋根が付いていない集積所はどのくらい、そしてまた、屋根付きに移行するような考え方があるのかどうか、その辺についてもお答えをいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

屋根付きの集積所、それから、ないところにつきましては、実態を把握はしてございませんが、どちらかという、ない方が多いのかと思っております。今後、生ごみにつきましては、冬季になりますと凍るというようなことも想定されておりますので、そういった部分については、随時検討させていただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

最後に、総合運動公園ですが、一生懸命やったあとが見受けられたことは確かでございますけれども、もう少し、もう一步踏み込んでいただければ完全なものになっていくというふうに私は思っておりますので、運動公園についても、補正予算の方にもいくらか計上になっているようでございますけれども、有効に使っていただきながら、一刻も早い、危険防止のためにやっていただきたいということで、終わらせてもらいます。ありがとうございます。

議長（中崎和久君）

ここで、11時15分まで休憩します。

（休憩時刻 10時59分）

（再開時刻 11時15分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続けます。

5番、山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

それでは、私の方から質問させていただきます。

現在、葛巻病院は建築から40年経過しました。老朽化が著しく、町として基金を積み立て、これからの半世紀に対応した病院建築に取り組むところであります。住民の意向を大いに反映した病院づくりのために、アンケート調査を実施されたと思いますが、アンケートの結果とさまざまな要望があったと思われませんが、どう応えていくのか。

また、次に、現在の外来患者数と入院ベッドの稼働状況について、当局の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの、山岸はる美議員の質問に、お答えをいたします。

1件目の、病院建設に関わるアンケートの結果と要望に対する対応について、お答えを申し上げます。

本町では、町民や周辺地域住民の方々の生命と健康を守る町内唯一の公立病院として、昭和33年に国民健康保険葛巻病院を設置し、地域医療サービスの提供に努めてまいりました。

現在の葛巻病院は、昭和47年に整備され、築40年を迎えたものであります。建物の老朽化が著しいことなどから、私は、将来に向かって町民の皆様に充実した医療サービスの安定的な供給を継続させるためには、建て替えを行う必要があると判断をいたしましたところであります。

こうした中で、アンケート調査は、新病院の建設に向けた整備計画の策定を進めるに当たり、町民の皆様から整備に対するご意見やご提言をお伺いするために行ったものであります。

調査は5月に行い、世帯単位で、全世帯2,856世帯であります。全世帯を対象に実施をいたしましたところであります。アンケートの調査結果の概要でございますが、まず、回答が1,865世帯からございまして、回答率は65パーセントでありました。

回答者の性別でございいますが、男性が46パーセント、858人、女性51パーセント、946人、未回答は3パーセント、61人でありました。女性回答者が5ポイントほど男性を上回っておるものであります。

年代別では、70歳以上が34パーセント、60歳代が27パーセント、510人となっております。次いで、50歳代、40歳代合わせて31パーセント、568人、30歳代、20歳代が合わせて6パーセント、117人、未回答2パーセント、36人という状況であります。

次に、日頃利用している医療機関に関する設問では、葛巻病院と答えた方が61パーセントで、1,143人でありました。次いで、町内の医院、これが12パーセントでありまして、214人でありました。合わせて73パーセント、1,357人が町内の医療機関を利用しているとの回答でありました。

町外の医療機関利用者は19パーセントで、355人、そのうち盛岡市内が9パーセント、162人、次いで、二戸市、一戸町が4パーセントで、66人などとなっております。

通院手段では、自家用車が58パーセント、通院バスが15パーセント、路線バスまたはタクシーが10パーセントというふうになっております。

次に、新病院の建設場所に関する設問では、71パーセント、1,322人、約7割の方が、現在と同じ場所またはその周辺部と回答をいたしています。その理由として、公共施設等に近く利便性が高いために最も多く55パーセント、472人です。次いで、中心部であるため、これが25パーセント、215人です。今の場所でのよいが9パーセント、行き慣れた場所であるためが8パーセントとなっております。

また、現在とは別の場所と回答した方は、13パーセントであります。人数にしますと、236人ですが、その理由としましては、駐車場が狭いためというふうに答えた方が31パーセント、70人です。それからまた、敷地が狭いためと答えた方が27パーセント、60人です。それから次に、国道からの入り口が狭いため、そのように答えた方が10パーセントでありまして、23人というふうになっております。

診療科数につきましては、現在と同じでよいが65パーセント、1,211人です。これが最も多いものであります。それから、次いで、増やすべきであると答えた方が18パーセント、335人です。逆に減らすべきである、これが1パーセントでありまして、9人です。わからない及び無回答が17パーセントあるという状況です。

選択式の設問に関する主な回答結果は以上のとおりでございしますが、最後に記述式の形で自由に意見、要望を記入いただいたところ、待合スペースに関する意見が19件で、9パーセントであります。それから、医療機器・設備に関する意見、これが17件、8パーセントなど、施設整備に関すること以外の事項も含めて、全部で20項目、206件のご意見、ご要望をいただいたところでございます。

以上が、アンケートの調査結果の概要でございします。

次に、2点目の要望に対する対応についてであります。新設病院は、完成しますと40年、50年という長い期間で利用していくものであります。長期間の使用に十分耐え得る施設とするため、今回の整備計画を進めるに当たっては、町民の皆様からはもちろんであります。有識者の方々も含めて、できるだけ幅広く、多くのご意見を頂戴し、

整備計画に反映させてまいりたいというふうに考えておるものであります。

アンケート調査を通じて全世帯からご意見、ご要望をお伺いしたところでございますし、先ほど申しましたとおり 200 件を超えるご要望等をいただいたものでございます。

そのほか、町の社会福祉協議会でありましたり、町の老人クラブ連合会であったり、あるいは関係 9 団体にも依頼をし、ご意見をお伺いいたしているところです。

また、新病院を建設するに当たっての技術的、あるいは制度的な課題等を検討するため、役場庁内には、副町長を委員長とする関係各課長で構成する、病院建設推進プロジェクトチームを設置し、内部検討も行わせているところでございます。それからまた、医療現場でございます葛巻病院におきましても、病院内で病院長を中心にしまして、院内での検討を進めているところでもございます。

さらに、葛巻病院整備検討委員会を近日中に設置することとしております。この委員会は、町内の医療機関や学識経験者、関係団体の代表に加え、県及び県関係機関の職員、医療経験者等で構成し、病院建設に係る基本構想を取りまとめていただくとともに、基本設計、実施設計策定等の段階でも、それぞれ専門的見地から必要なアドバイスをお願いしようとするものであります。

ご質問の、要望に対する対応につきましては、その要望を反映させるべく、基本構想、設計策定等の段階で、ただいま申し上げました庁内あるいは医療現場における検討、そして整備検討委員会での審議等を通じ、それぞれ専門的な立場からの分析、検討をいただきながら対応してまいる考えであります。

次に、2 件目の外来患者数と病床利用の状況についてのご質問に、お答えいたします。

はじめに外来患者数ですが、平成 23 年度の延べ外来患者数は 36,459 人であります。1 日平均では 149 人となり、前年度との比較では 18 人の減、6 パーセント減となっております。

本年 4 月から 7 月までの 4 カ月間の延べ外来患者数は 13,004 人でありまして、1 日平均では 157 人となり、前年同期での比較では 6 人の増、3.7 パーセントの増となっております。

なお、22 年度までの推移をみますと、19 年度が 40,085 人で 1 日平均 168 人、20 年度が 39,574 人で 1 日平均 163 人、21 年度が 39,670 人で 1 日平均 164 人、22 年度が 40,625 人で 1 日平均 167 人となっております。この間は 1 日平均 165 人前後で推移をいたしておるところであります。

次に、入院ベッドの利用状況であります。一般病床 60 床、介護療養病床 18 床を合わせまして 78 床に対する病床利用の状況であります。23 年度の延べ入院患者数の実績が 13,594 人、1 日平均 37 人でありまして、病床利用率は 48 パーセントとなっております。前年度との比較では、1 日平均で 15 人の減、病床利用率で 19 ポイント下回っております。大きく下回ったものであります。

本年 4 月から 7 月までの 4 か月間の延べ入院患者数は 3,997 人でありまして、1 日平均 33 人となり、病床利用率は 42 パーセントで、前年同期と比較して 1 日平均 6 人減、15.2 パーセント減、病床利用率で 8 ポイント下回っております。

22 年度までの 1 日平均入院患者数と病床利用率の推移をみますと、平成 19 年度が 53

人で68パーセント、20年度が57人で73パーセント、21年度が57人で73パーセント、22年度が52人で66パーセントとなっております。1日当たりの平均入院患者数は55人前後であります。病床利用率は70パーセント前後となっております。

以上、ご質問にお答えを申し上げます。よろしくどうぞ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

ただいま、町長から答弁をいただきましたが、新病院を建設するに当たって、より多くのパブリックコメントを実施されるようではありますが、また、庁内には副町長を委員長として病院建設推進プロジェクトチームを設置し、医療現場である葛巻病院では病院長を中心に検討を進めているようであります。また、近日中に葛巻病院整備検討委員会を設置して、アドバイス審議、分析、検討で最終決定のようであります。

このアンケートの結果を受けて、町側としての考えを伺いたいと思います。

まず、町外の医療機関の利用者は19パーセント、355人という数字であります。その多くは専門的診療科の受診が理由と思われれます。例えば、アンケートの診療科数の問いに、現在と同じでよいが65パーセント、次いで、増やすべきであるが18パーセントで、その中には皮膚科、整形外科、耳鼻科、泌尿器科の新設を望む意見が多かったようであります。このことは、医師確保と医療機器の整備がセットと思われれますが、この点についての考えをお聞かせ願います。

また、入院ベッド数で建築面積が変わってくると思われれますが、現在のベッド数を維持していくのか。

また、新病院の建設場所は、71パーセントの方が現在と同じ場所、また、その周辺部と希望しているようではありますが、診療を継続しながら整備を進めていくには、スペース的にもかなりきつと思われれますが、十分なのか。

また、今後のスケジュールについて、お聞かせ願いたいと思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、お答え申し上げます。

まず、私の方から3点をお答え申し上げたいと思います。

1点目の医師確保と医療機器の整備がセットで進められると思うがということですが、診療科の関係につきましては、先ほど住民アンケート等におきましても、現在と同じ程度の診療科というアンケートの方が多かったところではありますが、併せて、今後検討していくに当たりましては、高齢化が進んでいる、そういう中でのさまざまな

診療科の要望もあることも、そのとおりであります。

そういう中で、診療科の新設をするに当たりましては、当然ご指摘がありましたように、医師の確保といいますか、これらも併せて考えていかなければならないと、このように思っておるところであります。

併せて、どうしても患者の動向といいますか、そういったふうなこと等も含めて、総合的に診療科の整備についても、あるいは採算性といいますか、そういったふうなことも含めて考えていくことになるわけではありますが、今回そういう中で、整備検討委員会の中でも、専門的な知識を持った方々からも、そのメンバーに入っていたいただいたの検討をすることになっております。

そういう中で、葛巻病院と、ひとつは高度医療、県立病院、あるいは岩手医大の、そういう面での連携という部分も大変重要であると考えておりますので、そういう専門家の方々からの意見等も踏まえながら、その診療科のあり方といいますか、これについてはご意見を踏まえながら、最終的に決定していくことになろうと、このように思っておるところであります。

それから、規模といいますか、ベッド数の関係につきましては、町長からの答弁も申し上げましたように、今患者の動向といいますか、これらについても十分考えていかなければならないと、このように思っておりますし、そういう中で、23年度の患者の減少があったわけではありますが、ここ5、6年の推移を見ますと、入院患者といいますか、病床利用率も65パーセント程度で推移しているというのも実態であります。

また、自治体病院としての病床数の利用率といいますか、こういったふうなもの等も、全国的なデータ等も参考にしながら最終的には決定してまいらなければならないと思っておりますが、これにつきましても、専門的な知識を持った方々からも整備検討委員会に入っていたいただいておりますので、広くご意見をいただきながら、適切な規模といいますか、これにも努めてまいりたいと、このように思っております。

それから、もう1点、建設場所につきましては、先ほど申し上げましたように、今回のアンケートの中で答えていただきました方々の中に、約70パーセントであります。現在地またはその周辺ということで、住民からの回答をいただいておりますが、この住民の意向というものを重く受け止めながら対処していくという考え方で、現在地のところを第一候補として今進めておるところであります。そういう中で、ご指摘もありましたように、今の駐車場、あるいは、今ある町有地だけありますと、かなり狭いといいますか、どうしても病院建設には面積的に足りない部分がございますので、周辺の、隣接の所有者の方々からもご協力いただきながら進めていかなければならない、このように思っておるところであります。以上でございます。

議長（中崎和久君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

今後のスケジュールについて、お答え申し上げます。

大まかではありますが、これから、12月にかけて基本構想の取りまとめ、あるいは、今次定例会にお願いしておりました、補正予算に計上してございますボーリング等の事前調査、あるいは用地交渉等を中心に行いたいと考えております。用地交渉が順調に進んだ場合というのが前提になりますけども、大まかには年明け1月から秋9月、10月頃まで設計業務を行い、本体工事は26年1月から27年4月、5月頃までに行いまして、本体工事を完成させ、一旦仮開院の予定で考えてございまして、その後旧病院の解体、あるいは駐車場等の整備等を秋9月頃までに行いまして、10月に本開院するという目標で事業を進めたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

副町長から今答弁いただきました分については、最終的には住民の意向が最大限に反映され、建設委員会の方で最終的な判断を仰ぐと思いますが、住民の意向が一番最大限の良い病院の方向づくりになるのではないかと思います。

また、町では各公共施設に太陽光発電と蓄電池を整備されていますが、災害時の停電時にも電力を必要とする病院には整備されるのではないかと思います。その考えは。

また、地球温暖化による平均気温の上昇、特に今年の夏は暑く、体力的に弱っている入院患者の方々には厳しかったと思われませんが、冷房設備の考え等はいかがなものか。

また、いただきましたアンケートの中に、意見、要望の中ではありますが、病院職員の対応等に対する意見が28件と一番高かったわけではありますが、このことはソフト面であり、新病院の建築前から実践できることと思われませんが、その認識について考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、2点について、私の方からお答え申し上げたいと思います。

1点目は、太陽光の設備等々、新エネルギーといいますが、これらの件ではありますが、これにつきましては、23年5月に再生可能エネルギーの利活用ということで調査していただいた報告書といいますが、基本方針を、町としての報告書を基本に置きながら、今公共施設等についての再生可能エネルギーの設備等も進めておるところであります。

これまでも、地区の避難所等にも活用されるというようなこともございまして、25カ所のセンターにも設置してきた経緯もありますし、また、今年度小屋瀬中学校、あるいは葛巻中学校、さらには五日市中学校等々につきましても、そういう再生可能エネルギー、太陽光等も含めた、そしてまた、蓄電池も併せたひとつの整備も今回計画し、今進めるところであります。そういう中で、今回の病院建設に当たりましても、そうい

う町中心部の公共施設の再生可能エネルギーの導入のあり方について検討しながら、そういう報告書にまとめておるところであります。さらに先般県の生活環境部であります。自立可能な再生可能エネルギーの県としての導入という考え方の中に、葛巻をひとつのモデルとして推進したいということで、この間はその勉強会も立ち上げたところあります。

そういう中で、今回の病院建設に当たりまして、そういう技術的、あるいは制度的に改善といいますか、そういう部分等も研究して、さらに導入可能なようにするという考え方の中で立ち上げておるものでありますので、そうした研究機関の意見等も踏まえながら、今回の病院建設に当たりましては、できるだけ再生可能エネルギーという部分の導入に努めてまいりたいと、このように考えているものであります。

それから、冷房の設備ということですが、これまでも病院の入院患者、あるいは外来患者等々の方々からも夏場の環境といいますか、そういう部分として、これまでも、ずっと、なんとかならないかという課題もいただいてきているところあります。今回の病院の整備に当たりましては、病院内の快適性といいますか、こういったようなものをしっかりと整えていかなければならないと、このように考えておるものでありますので、当然冷房施設というのは考えているものであります。以上でございます。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

3点目の、職員に対する28件というアンケートの部分でございますが、職員の対応という部分でのアンケート内容につきましては、さまざまな内容にまたがっているというふうに考えてございますが、基本的な部分で、その町の唯一の医療機関、病院ということで、住民に対しまして公正公平で信頼される医療の提供ということを大前提にしてございまして、常に学習、研さん、あるいは医療水準の向上に努めるというふうに当たってございまして、その待遇等、対応につきましては研修を深めながら対応しているというふうなことでございます。今回いただきましたアンケート、非常に貴重な内容というふうに考えてございますので、内容を精査しながら、今後の具体的な対応に活かさせていただきたいというふうに考えてございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

病院は大きなものですから、全電力を賄うには大がかりな整備で難しいということですが、しかしながら、クリーンエネルギーの町として、病院の玄関にでも何かシンボリックなものをひとつでも考えてほしいものと思います。

また、東日本大震災の教訓を得て、町としては災害に強いまちづくりを推進しており

ますが、例えば、これからの大きな病院等の建築は免震構造の造りがよろしいのではないかという、実際に今その免震構造を使った建築物が出ておりますが、この工法についての考えはいかがなものでしょうか。

議長（中崎和久君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

免震構造の工法について、お答え申し上げます。

免震構造につきましては、耐震構造とか制震構造と同じように、地震に対する構造技術の一分類というふうなことでございます。

特徴といたしまして、例えば耐震構造では、建物自体の倒壊は免れますが、内蔵されている設備とか、家具、備品等は転倒し、結果的には中にいる人間が危害にさらされたり、施設が機能停止に陥ったりというような状態が、実際阪神大震災で経験したということがあるようでございます。

免震構造は、その内部も保護できる技術であるということで、例えば備え付ける機器類が多いとか、そういう施設には導入のメリットが高いと言われております。

ただし、コスト面ですけれども、建築コストは耐震構造等の場合に比べて数割増しというふうなことでございます。このような特徴の免震構造でございますので、免震構造が必要か、あるいは耐震構造でも大丈夫かということにつきましては、ボーリングによる地盤調査が必要でございまして、先ほど言いました、事前調査の関係でボーリング調査を行いまして、専門的な分析結果等を踏まえまして判断することになるというふうにご考えてございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

分かりました。次に移らせていただきます。

24年度は年度途中であるため、平成14年と平成23年度を比較しています。

外来患者数は、やはり、この10年間で1,000人減であります。もちろん、これは人口減もあるからと思いますが、例えば、先ほど答弁いただきました分は、一般病床と介護療養病床の部分を合算した部分であります。この部分を切り離してみますと、例えば平成14年度は一般病床60床では、延べ入院患者数の実績が17,494人、1日平均47.9人、介護療養病床は18床のうち4,291人で、1日平均11.8人でした。平成23年度は、一般病床60床では、延べ入院患者数の実績が7,240人、1日平均19.8人、介護療養病床18床で6,354人、1日平均17.4人という利用状況で、このことで分かることは、昨年度の結果であります。この10年間で一般病床で1,000人減で、一般病床の3分の1しか入院ベッドが利用されていない。また、介護療養ベッドはほぼ満床に近い利用状

況のようであります。

皆さんが元気で、入院される方がいなかったのであれば結構なわけではありますが、企業会計という体制上、事務局としてどのような分析をしているのか、お伺いします。

また、町民、周辺地域の生命と健康を守るために、新たな病院建築に取り組もうとするとき、現在の入院ベッドの利用状況は、病院建築に向けて気運が高まっている今、病床数の決定に影響はないのかお伺いします。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

入院患者数の推移、今お話いただきました。そのような数値になっているということでございまして、一般病床は診療科的に見ますと、内科と外科が主な入院患者数でございまして、それが段階的に減っているという部分、さらに、この傾向の部分で、どういった状況によったものかという部分でございまして、常勤医師の定着がかなり流動的な中で、このような診療をされているという状況がひとつにございまして。

そういう部分で、外来主体といえますか、入院の必要な方は入院させるというスタンスはもちろんあるわけですが、その診療に当たる先生の判断によりまして、その都度入院、入院外を判断するというのが前提にあるというふうに思います。外来の部分に特化するという部分は、応援中心に診療体制を維持しなければならないという状況の結果というふうに考えてございまして。

そういう部分で平均的に、特に23年より前につきましては、在院患者数としてある程度の数字が出ておりますので、それは、そのような診療体制を組めば、患者数は潜在的にはあるというふうに考えられるかと思っております。それぞれ、それを担当されるドクターの専門性等に、入院で治療する、外来で治療するという部分は結果的に出てくるものかなというふうに考えてございまして。

外来につきましても、そういう部分で、ある程度少ない体制の中で診療に当たるという部分では、処方期間を最大限長くするというような対応の中で、患者数をある程度少なく対応するというような結果によるものというふうに考えてございまして。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

今の病院事務局長のお答えであります、今現在一般病床60床であります、もしも採算性を考えたとき、入院ベッドの利用率はどの程度が目標となるのか、その点をお聞かせ願います。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

平均的に言われております病院ベッドの稼働率というのは、大体7割が平均的に望ましいというふうに言われてございます。そういう部分で、それは、すべて稼働率に合わせて体制を取っているという条件での体制だと思いますが、最終的な部分では、実際利用された患者数等によっての対応という部分は、結果的には出てくるのかなというふうに思います。標準的には7割というふうに言われております。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

7割でありますと、昨年度大幅に落ち込んでおりますが、今の状況でありますと3分の2が利用されていないという現状でありますし、先ほどの質問であります、今の病院のベッドの稼働率は、今後新病院を建築するとき病床数の決定にどのような影響を与えenと思えますか。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

数年間の実績、あるいは将来の見通しという部分は当然に、病院建設に関わらず、経営の部分で見通す必要がもちろんあるかと思えます。

あと、体制的な部分で、どういう体制、例えば入院主体に診療に当たる、あるいは外来を主体に治療に当たるというような体制的な部分での検討によって、また、その病床数は異なってくるかなというふうに考えます。

現在、外来主体に診療を行わざるを得ない状態にある中での、この入院患者数は、その結果だというふうに考えております。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

今県立病院や隣接の町村等ではベッドの無床化によって、すごく心細い思いをされています。町立病院でありますし、周辺の地域の方々からもこの病院は利用されています。今のものがたたき台になって新病院の建築になるわけにありますから、事務局としてももう少し院内での内部検討というか、すごく議論を尽くすとか、どういうふうにしてべ

ッドの稼働状況をよくするかとか、例えば、緊急搬送の要望と受け入れはどのような状態になっているのか。都市部では、たらい回しが問題になっていますが、ここ数年間の、葛巻病院は救急指定病院であります、緊急搬送の要望と、その受け入れはどうかお聞かせ願います。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

救急搬送の部分ですが、時間内の救急車による部分と、時間外の部分と合わせて救急患者というふうに捉えてございますので、数年間の数字を申し上げたいと思います。

5年分くらいを申し上げますと、20年が1,484人、21年が1,599人、22年が1,437人、23年が1,403人というような、年間の時間外、救急患者の受け入れになってございます。

その中で、救急車によります部分が、20年が132人、21年が128人、22年が147人、23年が139人というふうになってございます。

その搬送されました救急患者の中で、入院された方が、20年が163人、21年が143人、22年が162人、23年が116人というふうになってございます。

数年間の状況、このようになってございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

転送される方、また、大病院に回される方もいらっしゃると思いますが、入院患者の受け入れには、積極的に受け入れてもらいたいという声も聞かれます。例えば、緊急搬送で大病院に行った方々の、手術をしたとか、そのアフターケアとか、終末医療、また高齢社会に柔軟に対応することも自治体病院に求められていることと思われませんが、この点についての考えはどうなのでしょう。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

患者様のご要望には極力お答えするというのは、もちろん大前提でございます。おいでになった患者さん、こちらに入院という希望があれば、病状によって、それに対応できる病状であれば、当然に入院していただくというのは前提だと思います。ほかの病院に移っていただく、こちらに入院するという判断は、当然にそれに対応します医師の判断によるというものでございます。そこは、ご理解いただきたいというふうに思います。

あと、病状がある程度急性期を過ぎまして安定するという部分では、こちらにお戻りいただくという対応は、当然に対応してございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

我が町と同じ病院の入院ベッド数であれば、7割くらいの稼働率が採算性に合うのかということではありますが、やはり目標があるということは、その努力が求められていると思います。先ほど言いましたような終末医療とか、大病院はどんどん患者さんが入ってくるので、ちょっと早めに患者さんを、完治ではない状態にしても回すこともあると思いますが、ここは大いに大病院との意思疎通、やりとりが上手くできていれば、そのあとは葛巻病院が受けますとか、そういう体制づくりも大変大事なことだと思います。

最後に、今常勤医師の体制もすごく十分な状況であります。将来今以上に高齢化社会が進んだとき、自分たちの町に病院があつてよかったと思える病院づくりが、さらに求められます。事務局の力が求められているところと思いますが、最後にこの点について答弁をいただいて、終わりたいと思います。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

県内の2次、3次救急をやっている病院との連携という部分は、先ほど副町長からお話申し上げましたとおり、その連携の必要性は非常に取らなければならないし、取っているというふうには思っております。幸い葛巻病院からの紹介に対して、まず、ほとんど、県立あるいは岩手医大での受け入れは拒まれることなく受け入れをいただいているというふうに思っておりますので、そこで急性期を乗り切つていただいて、地域に帰っていただくというふうに考えてございます。

そういう受け皿となる病院、ますます職員研修を深めながら対応していかなければならないというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

5番（山岸はる美さん）

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

これで、一般質問を終わります。

次に、日程第2、広報発行常任委員会の委員の選任についてを行います。

広報発行常任委員会の委員が1名欠員となっておりますので、補欠委員を選任します。葛巻町議会委員会条例第5条第1項では、常任委員会の委員は、議長が会議に諮り指

名すると規定されています。

お諮りします。

広報発行常任委員会の委員に、山岸はる美さんを指名したいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、広報発行常任委員会の委員については、山岸はる美さんが選任されました。

なお、任期は前任者の残任期間です。ご承知願います。

次に、日程第3、盛岡北部行政事務組合議会議員の選挙についてを行います。

盛岡北部行政事務組合議会議員が1名欠員となっておりますので、盛岡北部行政事務組合規約第9条の規定により、補欠議員を選挙します。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、盛岡北部行政事務組合議会議員については、議長が指名することに決定しました。

盛岡北部行政事務組合議会議員に、鳩岡明男君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました、鳩岡明男君を、盛岡北部行政事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、鳩岡明男君が、盛岡北部行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました、鳩岡明男君が議場におられますので、葛巻町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

以上で、今日の議事日程は全部終了しました。

今日は、これで散会します。ご苦勞様でした。

(散会時刻 12時06分)